

神津島のルールについて

※神津島は、島全体が、富士箱根伊豆の「国立公園」です。

◎ 交通関係

1. 交通規制について

- (1) 村内道路は、狭い上、一方通行路が多いことから運転や歩行される場合には、交通事故防止、安全運転等に努めて下さい。
- (2) レンタバイク・レンタサイクル等につきましては、ヘルメット着用をお願いします。
- (3) 13歳未満の子供につきましては、自転車でもヘルメット着用が義務付けられています。

2. 交通事故（トラブル）防止のための遵守事項について

- (1) お客様所有の自動車、又は、レンタカー以外の自動車の利用は、お控え下さい。
- (2) レンタカー・レンタバイクを借りる際は、必ず、**運転免許証の提示**をお願いします。また、**シートベルト・ヘルメットの着用**をお願いします。
- (3) 車両の鍵は、所有者が確実に管理して下さい。（所有者、借り主が責任を問われることがあります。）

◎ 防犯及び事故防止関係

1. 火災防止等について

- (1) 村内・天上山・海岸での**焚き火は禁止**とします。
・バーベキュー施設（有料）として、名組湾に「どんたくハウス」、長浜海岸に「どんたく広場」を設置しています。ご利用の際は、観光協会へ申請してください。
- (2) 花火は、指定区域海岸で海に向かって行って下さい。なお、**午後10時以降は禁止**とし、風の強い日は放送等により禁止とします。
花火指定区域（手持ち花火・打上花火）は、前浜海岸・多幸湾メインとし、沢尻海岸・長浜海岸にあっては、手持ち花火のみ使用可能とします。
- (3) 花火の後始末（ゴミ）は必ず、責任を持って持ち帰るようにお願いします。**（ロケット花火は全ヶ所禁止）**
- (4) 歩きながらの喫煙や、ポイ捨ては火事の原因になりますので、絶対にしないでください。
- (5) 火を扱う際は、警察・消防団に届け出を行い指示に従ってください。

多幸丸島：多幸湾栈橋の三浦漁港側の砂浜
多幸湾メイン：多幸湾栈橋の天上山側の砂浜

2. 遊泳及びモリ使用について

- (1) お出かけの際は、行き先・お帰りの時間を、できるだけ宿へお知らせください。
- (2) 7月20日から約1ヶ月間、前浜・沢尻・長浜・赤崎・多幸丸島の海水浴場では、9時～16時まで、ライフガードが配備されています。
- (3) ライフガード配備時間外、及び、前記海水浴場以外（**海水浴場の指定なし：返浜・千両池・多幸湾メイン**）の場所では絶対に、遊泳しないでください。
・神津島は、岸からすぐに水深が深くなる地形や、海岸から沖へと流れる**離岸流**があり大変危険ですのでご注意ください。
・飲酒直後の海水浴は、絶対におやめください。気温と水温の差が大きく、体に負担がかかるため大変危険です。
・赤崎での「飛び込み」は、潮の干満により海底に体がつく可能性もありますので、十分に気を付けてください。
・前浜港～沢尻湾にかけては、禁漁区域となり、遊泳や磯遊び・釣りなど立ち入りも禁止されています。（懲役、罰金が科せられます）
・禁漁区域外やモリなどを持って遊泳される際、イセエビ、アワビ、とこぶし、サザエ等は全地域で禁漁です。（懲役、罰金が科せられます）
・神津島は、黒潮の恵みを受けておりますので、潮の流れがとても速く、一度沖に出ると岸に帰ってくる事が出来なくなることがあります。
「海は危険」ということを必ず思いながら、自らを過信しないようにお願いいたします。

役場 産業観光課 tel 04992-8-0011
神津島観光協会 tel 04992-8-0321

3. 釣り場での事故防止について

- (1) 釣りをする方は、マナーを守り、ライフジャケットを着用の上、安全な場所で行って下さい。
- (2) 港湾及び海岸において、関係者以外立入り禁止の表示がなされている場所への立入りはしないでください。

4. 他人に迷惑を及ぼす行為の禁止について

- (1) 夜間、付近の住民に迷惑のかかる騒音発生等の行為の自粛をお願いします。また、午後11時以降は、村内、前浜海岸等で酒宴をご遠慮ください。

◎ 公共施設利用と環境保護関係

- (1) 平成30年6月7日に「神津島キャンプ等禁止区域に関する条例」が制定、施行され、神津島全域でのキャンプ及び野宿の禁止区域が指定されました。
- (2) 沢尻・長浜野営場（キャンプ場）は、別に利用ルールを定めておりますので、供用施設を占拠することのないよう、譲り合いの精神でご利用を心掛けてください。
- (3) 神津島全域で、**直火（地面での焚き火）は絶対禁止**となっております。（コンロも不可）・ただし、野営場（キャンプ場）は火床とコンロでは可能とします。
- (4) 神津島では、環境問題を考えゴミの分別等を強化しております。皆様方がお出しになったゴミは、宿にお持ち帰り、分別処分して下さいますよう、お願いします。
- (5) **島内に生息する動植物（昆虫を含む）は、神津島自然保護条例等により、持ち出し等が禁止されています。（罰金が科せられます。）**

神津島のそのままの自然を大切にしましょう！！

神津島村・消防団・大島支庁・空港管理・観光協会・警察・防犯協会・交通安全協会・観光受入対策会議

